



☎・FAX 443・5454  
△445・1367  
FAX 445・0346  
△445・5454

甚目寺地区 甚目寺北児童館

## 寄附

寄附のお礼  
桜原克様



美和中学校のために  
卓球ボール600個

「ご厚意ありがとうございました。  
問合先 財政課

FAX 444・0982  
△444・1714

## 税



事業者の皆様へ

消費税の「インボイス制度相談会」、「登録要否相談会」のご案内

事業者の皆様に、インボイス制度について理解を深めていただくため、インボイス制度相談会・登録要否相談会を開催します。

インボイス制度相談会・登録要否相談会では、事業者の皆様のインボ

イス制度に関するお悩みについて、個別にご相談をお受けいたします。

次のような方はぜひご参加ください

- ・インボイス制度の概要や実務的な内容等について相談したい方
- ・初めて消費税の申告をされる方で、申告方法・記帳方法等について相談したい方
- ・インボイス発行事業者の登録をするかどうか検討中の方

・事前予約制としておりませんので、事前に問合先まで申込みをお願いします。なお申込状況により別の日程を「ご案内する場合がございま

す。

個人事業者の方は、次の3点をご持参いただければ、その場でe-Taxによる登録申請ができます。

①スマートフォン②マイナンバーカード及び暗証番号③利用者識別番号及び暗証番号がわかるもの

・駐車場に限りがありますので、車でのご来場はご遠慮ください。

日時 7月24日(水)

午前9時～午後4時

(相談時間は約30分です。開始時間は)予約の際にご案内します)

場所 津島税務署  
津島市良玉町二丁目31-1  
費用 無料  
申込・問合先 津島税務署  
△0567・26・2161

代表電話にお問い合わせいただく際は、自動音声に従って「2」を選択してください。

受付期間 7月8日(月)～8月16日(金)  
(土・日曜・祝日を除く)  
受付場所 高齢福祉課

### 申請方法

受付場所に所定の申請書を用意してあります。必要事項を記入して提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

問合先 高齢福祉課

FAX 443・25571  
△443・3141

## 福祉



【金婚夫婦の申込受付のご案内】

市ではこのたびでたく結婚50周年を迎えた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします。

### 対象

昭和49年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えてからあ

介護保険負担限度額認定証の更新について

ま市に転入した夫婦を除く  
住所要件 所を有する夫婦

令和6年9月1日現在、市内に住んでいます。

受付期間 7月8日(月)～8月16日(金)  
(土・日曜・祝日を除く)  
受付場所 高齢福祉課

申請方法 受付場所に所定の申請書を用意してあります。必要事項を記入して提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

問合先 高齢福祉課

FAX 443・25571  
△443・3141

## 福社



【金婚夫婦の申込受付のご案内】

市ではこのたびでたく結婚50周年を迎えた夫婦に対し記念品を贈呈し、お祝いします。

### 対象

昭和49年12月31日以前に婚姻された夫婦(婚姻届以前に事実上婚姻関係にある場合を含む。ただし、以前に金婚の祝いを受けられた夫婦、結婚50年を迎えてからあ

ま市に転入した夫婦を除く  
住所要件 所を有する夫婦

令和6年9月1日現在、市内に住んでいます。

受付期間 7月8日(月)～8月16日(金)  
(土・日曜・祝日を除く)  
受付場所 高齢福祉課

申請方法 受付場所に所定の申請書を用意してあります。必要事項を記入して提出してください。

※本籍が市外の方は婚姻日の確認のため、戸籍謄本(取得から3か月以内のもの)の添付が必要です。

問合先 高齢福祉課

FAX 443・25571  
△443・3141

## 介護保険負担限度額認定証の更新

介護保険負担限度額認定とは、要介護(要支援)認定を受けている方のうち、左記の条件に該当する方に対して介護保険施設やショートステイの利用時にかかる食費・居住費(滞在費)の自己負担額が軽減される制度です。

現在、介護保険負担限度額認定証をお持ちの方は、有効期限が7月31日

日(水)です。8月以降も引き続き認定を受けるためには、更新手続きが必要です。

6月下旬に現在認定を受けている方に対し、更新手続きの案内を送付しましたのでご確認ください。更新案内は8月以降の認定を保証するものではありません。

### 対象条件

次のすべてに該当する人

- ・本人及び世帯全員が住民税非課税であること
- ・別世帯に配偶者(事実婚を含む)がいる場合、その方も住民税非課税であること
- ・本人及び配偶者が所有する預貯金等の資産合計額が基準額以下であること

申込 7月1日(月)から(土・日曜・祝日を除く)

詳細は、お問い合わせください。

問合先 高齢福祉課

FAX 444-335555

### 社会福祉法人等による利用者負担額の軽減制度のお知らせ

あらかじめ利用者負担の軽減を実施する旨を申し出た社会福祉法人等が運営する特別養護老人ホーム、

訪問介護、通所介護等を利用する場合、サービス利用に伴う利用者負担が軽減される制度があります。

### 対象条件

①次のすべてに該当する人

- ・本人及び世帯全員が住民税非課税であること
- ・年間収入が単身世帯で150万円(世帯員一人増すことに50万円加算)以下
- ・預貯金などが単身世帯で350万円(世帯員一人増すことに100万円加算)以下
- ・居住用の家屋や土地、日常生活に必要な資産以外に活用できる資産がない
- ・負担能力のある親族などに扶養されていない
- ・介護保険料を滞納していない

### ②生活保護受給者

#### 軽減対象となる費用と軽減割合

- 10パーセントの利用者負担額の原則4分の1
- 食費、居住費(滞在費)、宿泊費の原則4分の1

申込 8月14日(水)までにインターネット(電子申請)、または電話で高齢福祉課地域包括支援センターへお申込みください。

※生活保護受給者はサービスにかかる個室の居住費(滞在費)のみ全額軽減となります。

※軽減を受けるには、申請が必要です。審査の結果、対象となる方に確

認証の交付をしますので、サービス利用時に軽減事業者へ提示してください。

※対象となるサービスや申請方法について、詳細は、お問い合わせください。

※対象となるサービスや申請方法について、詳細は、お問い合わせください。

問合先 高齢福祉課

FAX 444-33141  
FAX 444-335555

### 認知症サポーター養成講座

市では認知症に理解があるまちづくりの一環として、認知症を正しく理解し、認知症の方とその家族を温かく見守る応援者である「認知症サポート」を養成しています。

認知症の基礎知識と認知症の方への対応方法のポイントなどを学べる講座です。

日時 8月17日(土) 午前10時～正午

場所 市役所2階 A会議室

対象 認知症について学びたい方

定員 40人(先着順)

費用 無料

申込 8月14日(水)までにインターネット(電子申請)、または電話で高齢福祉課地域包括支援センターへお申込みください。

※生活保護受給者はサービスにかかる個室の居住費(滞在費)のみ全額軽減となります。

※軽減を受けるには、申請が必要です。審査の結果、対象となる方に確

FAX 444-3159  
FAX 443-2571



ひきこもり家族教室(CRAFT)  
の「」案内

あま市生活困窮者自立支援事業では就労準備支援事業と家計改善支援事業を一般社団法人あいち福祉振興会に委託しています。就労準備支援

事業では、生活困窮に至る可能性のある方へ支援の一環として、ひきこもりの方とその家族の支援を行っています。7月6日(土)から子ども引きこもりに悩む家族を対象に、全8回のセミナーを開講します。臨床心理士やキャリアコンサルタントが講師を務め、「CRAFT」と呼ばれる

コミュニケーション改善のためのプログラムを活用し、引きこもりの仕組みから問題解決の具体的な技法まで学べ、家族の負担軽減や家族関係の改善につなげます。

日時 ①7月6日(土)②7月27日(土)③8月17日(土)④9月7日(土)⑤9月28日(土)⑥10月19日(土)⑦11月9日(土)⑧11月30日(土)

午前10時30分～11時30分

場所 蟹江町本町11丁目5番地

一般社団法人あいち福祉振興会



## あいち後期高齢者医療 「コールセンター」の「」案内

愛知県「後期高齢者医療広域連合」では、後期高齢者医療の制度に関する「コールセンター（電話窓口）」を開設しています。

### コールセンター電話番号

0570・011・5558

（ご利用には通信料がかかります）

期間 4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

※土・日曜・祝日・年末年始（12月29日～翌年1月3日）は除く  
※7月13日（土）～8月31日（土）は、土・日曜・祝日も開設

時間 午前8時45分～午後5時15分

問合先 保険医療課

☎ 444・3168  
FAX 443・3555

## 後期高齢者医療被保険者証の更新について

後期高齢者医療制度加入者の方が現在お持ちの被保険者証は、有効期限が7月31日（水）までです。8月1日

（木）以降に使用していただく被保険者証は、7月下旬に簡易書留郵便で送付します。

被保険者証が届きましたら、記載事項に誤りがないかを確認し、注意申請できます。

事項をお読みください。記載事項に誤りがある場合や、7月31日（水）までに被保険者証が届かない場合は、保険医療課へ連絡してください。

有効期限の切れた被保険者証は、保険医療課へお返しいただくか、細かく切断し破棄するようお願いします。

### 問合先 保険医療課

☎ 444・3168  
FAX 443・3555

## 国民年金保険料を納めることが困難な方へ

国民年金第1号被保険者は、毎月の保険料納付が必要ですが、学生以外の人で、保険料の納付が困難な場合には、本人からの申請により保険料が免除または納付猶予となる制度があります。

令和6年度分については、7月1日（月）から申請できます。身分証と基礎年金番号の分かるものを持参していただき、保険医療課にて申請してください。

午前10時～正午、午後1時～3時

場所 市役所

予約受付枠 最大8枠

相談内容により相談時間が変動しますので、対応できる件数に達しましたら予約を締め切ります。

予約受付期間 7月3日（水）～10日（水）  
午前8時30分～午後5時15分

（土・日曜日を除く）  
なお、失業等の場合には、ハローワークで交付される「雇用保険受給資格者証」、または「離職票」の写し等を添付することで失業特例を適用して申請できます。

予約方法 電話または保険医療課窓口にて受付

問合先 中村年金事務所  
☎ 4453・7200  
問合先 保険医療課  
☎ 444・3168  
FAX 443・3555

## 年金相談「相談無料・事前予約制」年金に対する疑問にお答えします

中村年金事務所の職員による年金相談を開催します。

相談は予約制となりますので、保険医療課へ事前に「」予約をお願いします。

なお、相談内容が相談者以外のものである場合は、親子や夫婦など親族に関する相談であっても、ご本人の委任状が必要になります。

また、申請結果もスマートフォン等で確認することができます。お手続きの際は、「」ぜひ利用ください。

マイナポータルの情報を活用して来

院する」となく手続きを行うことができます。

また、申請結果もスマートフォン等で確認することができます。お手

続きを続ける際は、「」ぜひ利用ください。

## 電子申請可能な手続き

- ①資格取得届②種別変更届③付加保険料納付（辞退）申出④付加保険料該当（非該当）届⑤産前産後免除該当届⑥保険料口座振替納付（変更）申出書⑦保険料口座振替辞退申出書⑧保険料免除・納付猶予申請⑨学生納付特例

詳しく述べて、日本年金機構公式ウェブサイトをご確認ください。

※予約確定した方には、相談開始時間や持ち物等を、別途「」案内します。

問合先 ねんきん加入者ダイヤル  
☎ 0570・003・004

☎ 453・7200



## 環境・衛生



対象 小学生（対象外の方も参加できます）

申込 八穂環境学習教室公式ウェブサイトからお申込みください。

※事前予約制です。定員越えの場合には抽選になります。

※申込方法及び申込期限等詳しい内容は八穂環境学習教室公式ウェブサイトをご確認ください。

熱中症対策として、危険な暑さから身を守り、どなたでもご自由に休息を取つていただけるよう、冷房設備を有する市内20か所の公共施設を

「クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）」として、6月1日（土）から9月30日（月）までの期間中、施設ごとの開館日時にあわせ、開放しています。

各施設の入口付近には、のぼり旗「クーリングシェルター」を目印に設置しておりますので、外出時の休憩場所として、お気軽にご利用ください。

問合先 環境衛生課

☎ 444・3132  
FAX 445・3856

**令和6年度八穂環境学習教室開催のお知らせ**

海部地区環境事務組合では、八穂クリーンセンターで月に1回八穂環境学習教室を開催しています。

日時 9月7日（土）  
午前9時30分～11時30分

**発火の危険性があるごみについて**

ごみ収集車（パッカー車）やごみ処理工場の火災事故は、「スプレー缶、ガス缶、ライター、乾電池（充電式電池含む）、リチウム蓄電池内蔵製品」の不燃ごみへの混入が主な原因です。

これらのごみは、不燃ごみでは絶対に出さず、資源ごみ回収時の安全な分別と出し方にご協力ください。

①資源ごみ収集ステーション（市内各地域ごと）毎月1回（七宝地区：第2水曜日、美和地区：第3水曜日、甚目寺地区：第4水曜日）の午前9時まで。

②あま市リサイクルステーション（昭和保育園横）毎日：午前9時～午後5時（土・日曜・祝日含む。ただし、12月31日から翌年1月3日までは除く）

開場中は、いつでも受入れ可能です。

問合先 環境衛生課

☎ 0567・68・6500  
FAX 0567・68・6700

## 教育



**教育委員を紹介します**

教育委員の小笠原英司氏の任期満了に伴い、あま市議会3月議会において任命同意され、再任されました。







GSマーク



CPSCマーク



SGマーク

安全認証マーク

FAX  
441-8387

☎  
441-7113



CEマーク



JCFマーク

申込  
は除く

次の書類を土木課に提出してください

さい。

①補助金交付申請書兼請求書

②ヘルメットの領収書の写し

③安全基準に適合している認証がつ  
いていることがわかる書類(書類  
がない場合は、現物提示)

④申請者の振込先通帳の写し

その他

申請書は、土木課または市公式ウ  
ェブサイトに用意しています。詳細  
については、お問い合わせください。

問合先 土木課

名稱 嵐山寺字八尻交差点南北三叉路  
場所 上萱津北ノ川、深見、西ノ川路

南北の道路を南に直進する自転車と東西の道路を北に右折する  
自転車どうしがぶつかった。直進する自転車も右折の自転車も一旦停止を怠った結果である。交差点が交通マナーである。(市公式ウェブサイト掲載ヒヤリハット・アーマップから抜粋)



### 事故の起きたやすい場所~守って安全~知って安心~Vol.96

FAX  
441-8387

問合先  
土木課

(危険と感じる場所や体験等の情報を募集しております)



### 令和6年中 交通事故死者数

地 域	死者数
愛知県	48人
津島警察署管内	3人
あま市	1人

令和6年4月末現在  
問合先 土木課  
☎441-7113 FAX441-8387

### あま市月別窃盗犯発生状況(暫定値)

手 口	令和6年 4月中 認知件数	前月比
侵入盗 (空き巣など)	3件	±0件
乗物盗 (自動車盗など)	13件	+2件
非侵入盗 (車上ねらいなど)	16件	+6件
計	32件	+8件

問合先 危機管理課  
☎444-0862 FAX441-8330

防  
犯

## その他



### 平和の署名への記帳にご協力を

「平和の署名」の記帳コーナーを市内の各施設に設置します。記帳していただいた署名は、8月7日(水)・8日(木)に被災地広島を訪れる中学生の代表によって届けられます。

期間 7月1日(月)～31日(水)

※各施設の休館日を除く。

場所 市役所、七宝公民館、美和公民館、甚目寺公民館、七宝総合体育館、甚目寺総合体育館

問合先 人事秘書課  
☎ 444-171351

☎ 444-171351

### わかもの就職相談

津島地域若者サポートステーション(いちのみや若者サポートステーション)では、「働くこと」に悩みを抱える若者やその家族を対象に、職業的自立に向けての支援を行っています。就職に関して、不安なこと分からぬことがあるたら気軽にご相談ください。

○電話相談 津島地域若者サポートステーション  
☎ 0567-69-4301

消費者トラブルの相談窓口および消費生活出張相談～まずはお電話でご相談ください～

海部地域消費生活センターでは、

☎ 441-8387

商工観光課  
☎ 441-7118

☎ 0567-23-0150



☎ 441-8387

FAX 441-8387

社会保険労務士による労働相談  
市内で事業所を営む方を対象に、社会保険労務士が労働に対する様々な相談に応じる無料の労働相談を実施しています。相談は予約制となります。

対象 市内で事業を営まれている方

場所 市内の事業所

申込・問合先 商工観光課  
☎ 441-7118

相談料 無料  
内容(一例)

・商品やサービスの解約をしたい(クーリングオフ)

・訪問販売に関する苦情を言いたい

・インターネットなどでの架空請求の相談がしたい

・株や生命保険などの金融商品についての相談がしたいなど

予約・問合先 海部地域消費生活センター  
☎ 441-8387

FAX 441-8387

○巡回労働相談  
日時 毎月第2木曜日(予約制)  
午後1時～4時

場所 市役所1階 相談室101

※相談日の前日(開庁日)の正午までに商工観光課に予約が必要となります。

問合せ 商工観光課  
☎ 441-7118

☎ 441-8387



日時 毎週火～土曜日、午前10時～午後5時

○出張相談(要事前予約)

日時 每月第4金曜日 午後1時～5時(1人50分以内)

場所 市役所1階 相談室101  
申込・問合先 津島地域若者サポートステーション  
☎ 0567-69-4301

商工観光課  
☎ 441-7118  
FAX 441-8387  
☎ 0567-23-0150

○電話相談 海部地域消費生活センター(津島市西柳原町1-14 愛知県海部総合庁舎1階)  
☎ 0567-23-0150(月～金曜日午前9時～午後4時30分)

○出張相談  
金曜日、午前9時～午後4時30分

※事前予約の際に日時・場所等を決めます。

日時 月～金曜日  
午前9時～午後5時  
(土・日曜・祝日・年末年始を除く)

場所 海部県民事務所産業労働課(津島市西柳原町1-14 愛知県海部総合庁舎1階)

○巡回労働相談  
日時 每月第2木曜日(予約制)  
午後1時～4時

場所 市役所1階 相談室101

※相談日の前日(開庁日)の正午までに商工観光課に予約が必要となります。

問合せ 商工観光課  
☎ 441-7118

☎ 441-8387

身近に起る消費者トラブルや苦情の相談を行っています。また各市町村でも出張相談を行っています。(要事前予約)専門的な知識をもつた消費生活専門相談員が対応しますので、不安に感じたら悩む前に気軽にご相談ください。

市においては、月1回の巡回労働相談を実施しております。

○労働相談  
愛知県では、職場での悩みなど、困りごと、労働に関するトラブル等の相談に応じています。電話でも受け付けています。相談は無料、秘密厳守です。市においては、月1回の巡回労働相談を実施しております。

### 労働相談及び巡回労働相談のご案内

愛知県では、職場での悩みなど、困りごと、労働に関するトラブル等の相談に応じています。電話でも受け付けています。相談は無料、秘密厳守です。